平成２２年（フ）第９６２号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ａ―111
債務者　小川　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９６８号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ａ―111
債務者　小川　和子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７３９号
埼玉県川越市大字藤間23番地１　コンソラーレ101号室
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月１日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７０２号
神奈川県厚木市林３丁目14番28号
債務者　久保田　寿
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高梨　陽輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０１号
新潟県五泉市矢津568番地
債務者　落合　利詞
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２６号
新潟市中央区笹口３番17号　ライフコア笹口104、前住所新潟市東区東中野山４丁目13番10号
債務者　鈴木イミ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２８号
新潟市中央区米山２丁目９番地14　北雪ハイツ米山401号、前住所新潟市中央区笹口３番17号　ライフコア笹口104
債務者　鈴木　雅史
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２７号
群馬県沼田市戸鹿野町553番地８　宇敷ハイツＧ号
債務者　大貫　則子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
北海道茅部郡森町字常盤町163番地の59
債務者　奈良岡三雄
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
函館市新川町22番13―403号
債務者　松本　　亙
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
群馬県太田市大島町1106番地９　金龍荘６号
債務者　木村　一夜
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２３３号
群馬県太田市本町15番９号
債務者　大川　和榮
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４５６号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番10―111号
債務者　早船　尚美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７１３号
埼玉県ふじみ野市亀久保2197　富家病院３階308号室、住民票上の住所埼玉県川越市新宿町６丁目23番地57　ライオンズマンション川越第３―106号室
債務者　菅井　和雄
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７３号
山口県宇部市大字西岐波750番地　宇部興産中央病院西病棟３階、住民票上の住所山口県宇部市西平原１丁目２番28―101号
債務者　秋山　忠夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４６号
岩手県宮古市田老字乙部156番地１　コーポひばり101号
債務者　山本佐奈江
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第６１号
岩手県久慈市寺里第31地割110番地１　石崎ハイツ５号
債務者　平谷　伸二
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午前10時45分
盛岡地方裁判所二戸支部